

あいち農業農村多面的機能等委員会開催要領

(目的)

第1条 農村地域に広く分布する農地や農業用水利施設等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図る活動（以下、「農業農村多面的機能活動」という。）、並びに化学肥料や化学合成農薬の使用を減らして自然環境の保全に資する活動（以下、「環境保全型農業活動」という。）を支援する農業農村多面的機能支払事業並びに環境保全型農業直接支援対策について第三者の意見を求め、これを適切に推進するため、「あいち農業農村多面的機能等委員会」（以下、「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 農業農村多面的機能活動及び環境保全型農業活動の実施状況について
- 二 農業農村多面的機能活動及び環境保全型農業活動の評価について
- 三 前各号に定める事項のほか、農業農村多面的機能支払事業の適切な推進等に必要な事項について

(構成)

第3条 委員会は別紙に掲げる委員により構成する。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の意見を取りまとめる。
- 4 委員長に事故があるときは、他の委員の中から互選で委員長代理を選出し、委員長代理が委員長の職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、農林基盤局農地部長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、農業農村多面的機能支払事業並びに環境保全型農業直接支援対策の関係者に委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題にする場合。
 - 二 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、農林基盤局農地部農地計画課と農業水産局農政部農業経営課が協力して務める。

(その他)

第7条 委員会の議事録は事務局が作成し、5年間保存する。

- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は平成19年11月1日から施行する。
- この要領は平成24年5月8日から施行する。
- この要領は平成26年7月4日から施行する。
- この要領は平成27年1月28日から施行する。
- この要領は平成28年6月8日から施行する。
- この要領は平成30年9月12日から施行する。
- この要領は令和元年7月11日から施行する。
- この要領は令和2年11月19日から施行する。

別紙

あいち農業農村多面的機能等委員会名簿

氏 名	所 属	職 名
西村 直正	国立大学法人岐阜大学応用生物科学部	准教授
伊藤 保裕	公益財団法人愛知・豊川用水振興協会	専務理事
長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部	会 長
市橋 玉子	セントライ青果株式会社営業推進事業部営業戦略室	課長代理
森本 英嗣	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科	准教授